

「不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則」の一部改正

新	旧
不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則 第 1 章 総則 第 1 条～第 42 条 (省 略) (クローズド・エンド型の投資法人の税法上の出資等減少分配に該当する出資の払戻し) 第 43 条 クローズド・エンド型の投資法人は、計算期間の末日に算定された減価償却累計額の合計額から前計算期間の末日に計上された減価償却累計額の合計額 <u>(譲渡、除却又は滅失その他これらに類する事由により計算期間中に計上しなくなった資産に係る前計算期間の末日に計上された減価償却累計額を除く。)</u> を控除した額の 100 分の 60 に相当する金額を限度として、税法上の出資等減少分配に該当する出資の払戻しを行うことができるものとする。 (以下略) <u>附 則</u> <u>この改正は、令和 6 年 9 月 19 日から実施する。</u>	不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則 第 1 章 総則 第 1 条～第 42 条 (同 左) (クローズド・エンド型の投資法人の税法上の出資等減少分配に該当する出資の払戻し) 第 43 条 クローズド・エンド型の投資法人は、計算期間の末日に算定された減価償却累計額の合計額から前計算期間の末日に計上された減価償却累計額の合計額を控除した額の 100 分の 60 に相当する金額を限度として、税法上の出資等減少分配に該当する出資の払戻しを行うことができるものとする。 (同 左)